

地方公務員共済組合連合会理事長
地方職員共済組合理事長
（地方共済事務局、団体共済部扱い）
東京都職員共済組合理事長
全国市町村職員共済組合連合会理事長
各指定都市職員共済組合理事長
各地方議会議員共済会会長

殿

総務省自治行政局公務員部福利課長
（公 印 省 略）

地方公務員等共済組合法施行令及び地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令等の公布について（通知）

地方公務員等共済組合法施行令及び地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 3 1 1 号。以下「本政令」という。）が本日公布され、地方公務員等共済組合法施行令（昭和 3 7 年政令第 3 5 2 号。以下「地共済令」という。）及び地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 2 6 6 号。以下「地共済令一部改正令」という。）が改正されました。

また、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（令和 8 年内閣府・総務省・文部科学省令第 5 号）及び地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年総務省令第 1 1 4 号）が本日公布され、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和 3 7 年総理府・文部省・自治省令第 1 号。以下「地共済法施行規程」という。）及び地方公務員等共

済組合法施行規則（昭和 3 7 年自治省令第 2 0 号。以下「地共済法施行規則」という。）が改正されました。

このたびの改正概要は下記のとおりですので、その施行に遺漏のないよう願います。

本政令における地共済令及び地共済令一部改正令の一部改正について

第1 改正の趣旨

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和7年法律第74号）における短時間労働者への健康保険制度の適用拡大及びそれに伴う経過措置を踏まえ、地方公務員共済組合制度においても、これに準じた改正が行われたこと。

第2 地共済令の一部改正（第1条関係）

1 短時間組合員の要件に関する事項

短時間組合員（短期給付及び福祉事業のみの適用を受ける組合員をいう。以下同じ。）の要件のうち、報酬月額が8万8千円以上であることとする要件を削除すること。（地共済令第2条及び第42条関係）

2 特定減額特例対象者に係る組合員の資格に関する経過措置に関する事項

特定減額特例対象者（地方公共団体又は特定地方独立行政法人に使用される地共済令第2条第1項第7号に掲げる者のうち、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第7条の規定の適用を受ける同法第2条第1号に規定する労働者であつて、その者の報酬月額（同法第4条第3項各号に掲げる賃金に相当するものとして総務省令で定めるものを除く。）について地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）第43条第8項及び地共済令第22条の規定の例により算定した額が8万8千円未満であるものをいう。以下同じ。）については、特定組合（当該地方公共団体又は特定地方独立行政法人の職員を組合員とする組合をいう。以下この2において同じ。）に申出をした場合に限り、特定組合の短時間組合員とするものとされたこと。（地共済令附則第4条関係）

3 特定地方独立行政法人に使用される短時間組合員に係る費用負担に関する特例に関する事項

新たに短時間勤務者を短時間組合員とする特定地方独立行政法人は、特定組合（当該特定地方独立行政法人の職員を組合員とする組合をいう。）に申出をした場合は、当分の間、負担金の負担の割合を、増加負担割合（地共済令附則別表各号に掲げる期間の区分に応じて当該各号に定める割合をいう。以下同じ。）に100分の50を加えた割合に増加することができるものとし、この場合において、短時間組合員に係る標準報酬の月額に短期給付等に係る費用負担率（短期給付（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに流行初期医療確保拠出金等の納付を含む。）及び福祉事業に係る法第114条第3項に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合に2を乗じて得た率をいう。）を乗じて得た金額に相当する金額に増加負担割合を乗じて得た

金額は、徴収を行うことを要しなかったものとみなすこととされたこと。（地共済令附則第35条の3及び第35条の4並びに附則別表関係）

4 その他所要の改正が行われたこと。

第3 地共済令一部改正令の一部改正（第2条関係）

1 規模要件の段階的撤廃に関する事項

特定法人（特定地方独立行政法人であって、当該特定地方独立行政法人に使用される特定勤務者の総数が常時50人を超えるものをいう。以下同じ。）以外の特定地方独立行政法人に使用される短時間勤務者を短時間組合員としない取扱いについて、令和17年9月30日までの間の措置とすること。（地共済令一部改正令附則第3条関係）

上記の取扱いについては段階的に縮小することとし、特定法人の範囲について、特定地方独立行政法人であって、令和9年10月1日から令和11年9月30日までは当該特定地方独立行政法人に使用される特定勤務者の総数が常時35人を超えるものとされ、令和11年10月1日から令和14年9月30日までは当該総数が常時20人を超えるものとされ、令和14年10月1日から令和17年9月30日までは当該総数が常時10人を超えるものとされたこと。（地共済令一部改正令附則第3条の2関係）

2 その他所要の改正が行われたこと。

第4 施行期日

令和8年10月1日から施行することとされたこと。

ただし、第3に関する事項については、原則として令和9年10月1日から施行することとされたこと。

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（令和８年内閣府・総務省・文部科学省令第５号）について

第１ 法人等に使用される者に係る短時間組合員の要件に関する事項

法人等（組合、連合会、職員引継一般地方独立行政法人、定款変更一般地方独立行政法人又は職員引継等合併一般地方独立行政法人をいう。）に使用される者に係る短時間組合員の要件のうち、報酬月額が８万８千円以上であることとする要件を削除すること。（地共済法施行規程第１７９条第１項第５号、第１７９条の２第１項第４号、第１７９条の３第１項第４号及び第１７９条の４第１項第４号関係）

第２ 特定減額特例対象者に係る短時間組合員の資格の得喪に係る申出に関する事項

特定減額特例対象者に係る短時間組合員の資格の得喪に係る申出は、必要な事項を記載した申出書を特定組合（地方公共団体又は特定地方独立行政法人の職員を組合員とする組合をいう。）に提出することによって行うこととされたこと。（地共済法施行規程附則第４０条及び第４１条関係）

第３ 特定地方独立行政法人に使用される短時間組合員に係る費用負担に関する特例の適用に係る申出に関する事項

特定地方独立行政法人に使用される短時間組合員に係る費用負担に関する特例の適用に係る申出は、申出基準日（地共済令第３５条の４第１項に規定する基準日をいう。）を記載した申出書を特定組合（当該特定地方独立行政法人の職員を組合員とする組合をいう。）に提出することによって行うものとされたこと。（地共済法施行規程附則第４５条関係）

第４ 特定地方独立行政法人に使用される短時間組合員に係る費用負担に関する特例の適用停止の解除に係る申出に関する事項

特定地方独立行政法人に使用される短時間組合員に係る費用負担に関する特例の適用停止の解除に係る申出は、特定地方独立行政法人が当該申出を行う時点において地共済令一部改正令附則第３条第４項の申出をすることができる場合は、当該申出と同時に行わなければならないこととされたこと。（地共済法施行規程附則第４６条関係）

第５ その他所要の改正が行われたこと。

第６ 施行期日

令和８年１０月１日から施行することとされたこと。

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令（令和８年総務省令第１１４号） について

第１ 特定減額特例対象者の要件の細目に関する事項

地共済令附則第４条第１項の総務省令で定めるものは、健康保険法（大正１１年法律第７０号）附則第８条の３の２第１項に規定する最低賃金法第４条第３項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものとされたこと。（地共済法施行規則附則第８条関係）

第２ その他所要の改正が行われたこと。

第３ 施行期日

令和８年１０月１日から施行することとされたこと。